

南相馬市災害等遺児支援金支給条例等（素案）に係る パブリックコメント手続きの実施について（報告）

実施概要

1 件 名

南相馬市災害等遺児支援金支給条例（素案）

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則（素案）

2 公表期間及び意見の提出期限

令和3年3月15日（月）から令和3年4月3日（土）まで

3 案の公表場所

（1）各区の総合案内窓口（市民課、小高区役所、鹿島区役所）

（2）担当課（こども家庭課）

（3）各生涯学習センター（原町、太田、大甕、石神、高平、ひがし、ひばり、
鹿島、小高 計9か所）

（4）市民情報交流センター

※期間内は、市ホームページに同様の資料を掲載します。

4 意見の提出方法

意見の提出様式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵便又はファックス、電子メールなどで提出してください。

5 意見の提出先及び問合せ

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地 こども未来部 こども家庭課 子育て支援係

Tel 24-5215 Fax 24-5740

電子メール：kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市災害等遺児支援金支給条例（素案）及び 南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則（素案）の概要

1. 趣旨

交通事故または国指定の災害により、父母または父母の一方を失った児童を養育する者に対して、遺児支援金を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の推進を図ることを目的に南相馬市災害等遺児支援金支給事業を実施するもの。

2. 定義

- ・交通事故 道路交通法第2条第8項に規定する車両による交通上の人身事故をいう。
- ・国指定の災害 激甚災害法第2条第1項に規定する政令で指定された災害をいう。

3. 受給資格

- ・遺児 : 交通事故または国指定の災害により、父母または父母の一方と死別した、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に住所を有し、養育者と同一世帯かつ居住している者（市外に居住している者は除く）。
- ・養育者 : 市内に住所を有し、遺児を養育している同一世帯かつ居住している者（市外に居住している者は除く）。

4. 支援金額

区分	支給額
0歳～6歳（未就学児）	年額 200,000円
7歳～15歳（小・中学生）	年額 300,000円
16歳～18歳（学生等）	年額 400,000円

備考：年齢は、支給日の属する年の3月31日における満年齢とする。

5. 支給方法

- ・支援金は3月に支給する。
- ・毎年1月1日現在において、遺児を養育する申請者（養育者）名義の金融機関口座へ振り込み。
※ただし、支援に差がでないように、1月2日～3月31日に事由発生した当年度分も該当するものとする。

6. 受給資格の喪失

- ・養子縁組により養父母を得たとき。
- ・父又は母が婚姻によりひとり親家庭でなくなったとき。
- ・他の市町村及び特別区から、この条例による支援金と同様の資金の支給を受けたとき。
- ・その他支援金の支給を受ける者として適当でないと市長が認めたとき。

7. 経過措置

新制度に伴い廃止する南相馬市交通遺児激励金支給条例、南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、令和3年度支給分から適用する。

＜南相馬市交通遺児激励金支給条例、南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則廃止の理由＞

昭和46年施行の「小高町交通遺児激励金支給規則」、「原町市交通遺児激励金支給条例」を合併時に廃止し、平成18年1月1日から「南相馬市交通遺児激励金支給条例」、「南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則」を施行した。趣旨は交通遺児に対し、交通遺児激励金を支給することにより、交通遺児が健やかに成長し、勉学の励みとなり、あわせてその福祉の向上を図るものであり概要は次のとおり。

1. 支給対象者 市内に住所を有する小学校・中学校に在学する交通遺児
2. 支給額 交通遺児1人につき年額 15,000円
3. 支給実績（直近4年間）

年度	支給件数(件)	支給額(円)
令和元年	1	15,000
平成30年	0	0
平成29年	2	30,000
平成28年	2	30,000

市では、東日本大震災により親を亡くした遺児・孤児に対し、子どもの自立支援に向けて「南相馬市東日本大震災遺児等支援金」事業により、学業や生活の経済的負担の軽減に努めている。

現行の「南相馬市交通遺児激励金支給条例」、「南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則」は創設から約50年となるが、遺児の対象は小学生・中学生に限られている。また、遺児1人あたりの支給額は年額1万5千円となっている。子育て支援事業の平準化を図るため、災害や交通事故による震災以外で遺児等になった子どもへの支援について、親を亡くした要因により児童の対象年齢及び支援額に差が出ないように、「南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例」の規定と同様の「南相馬市災害等遺児支援金支給条例」を制定するもの。それに伴い、交通遺児が今回制定される「南相馬市災害等遺児支援金支給条例」、「南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則」に包含されることから、「南相馬市交通遺児激励金支給条例」、「南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則」の廃止に関して所要の手続きを行うもの。

8. 条例等（素案）

- ・南相馬市遺児支援金支給条例（素案）【資料2-1】
- ・南相馬市遺児支援金支給条例施行規則（素案）【資料2-2】

9. 予算措置

※財源：一般財源

南相馬市における死因別実績

（単位：人）

分類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （令和3年1月末）
交通事故死	6	1	5	2
災害死（国指定）	—	—	—	—
計	6	1	5	2

※上記、記載の人数は子育て家庭以外も含む。

< 予算措置（見込） >

- ・交通事故死 1件×300,000円=300,000円
2件×200,000円=400,000円
- ・災害死（国指定） 0件（ただし、事由発生の際は予備費等に対応する）

◆予算計上額：700千円（概算）

10. 条例制定の施行年月日

条例は令和3年6月議会に上程、議決後、令和3年4月1日に遡及のうえ施行とする。

11. スケジュール

日程	内容
令和3年2月10日（水）	企画調整会議
2月17日（水）	庁議
2月18日（木）	小高区地域協議会（書面報告）
	鹿島区地域協議会（報告）
2月19日（金）	原町区地域協議会（報告）
3月15日（月） ～4月3日（土）	パブリックコメント
4月 日（ ）	企画調整会議
4月 日（ ）	庁議
5月 日（ ）	法規審査会
6月	議会への上程

南相馬市条例第 号

南相馬市災害等遺児支援金支給条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、交通事故又は国指定の災害により、父母又は父母の一方を失った児童を養育する者（以下「養育者」という。）に対して、遺児支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺児 市内に住所を有し、養育者と同一世帯かつ居住している者（市外に居住している者は除く。）で、交通事故（道路交通法第2条第8項に規定する車両による交通上の人身事故をいう。）又は国指定の災害（激甚災害法第2条第1項に規定する政令で指定された災害をいう。）により、父母または父母の一方と死別した児童で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (2) 養育者 市内に住所を有し、養育する遺児と同一世帯かつ居住している者（市外に居住している者は除く。）をいう。

（支給を受ける者の要件）

第3条 支援金は、毎年度1月1日現在で養育者であるものに対して支給する。

- 2 1月2日から3月31日までの間に養育者となった場合は、当該年度分の支援金を支給する。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、遺児1人につき、次に掲げるとおりとする。

区分	支給額
0歳～6歳（未就学児）	年額 200,000円
7歳～15歳（小・中学生）	年額 300,000円
16歳～18歳（学生等）	年額 400,000円

備考：年齢は、支給日の属する年の3月31日における満年齢とする。

（給付申請）

第5条 支援金の支給を受けようとするときは、申請書に支給要件の事実を証する書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（給付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、支援金の支給を決定するものとする。

(支給の返還)

第7条 市長は、支援金の支給を受けた者が偽りその他不正があったと認めるときは、支援金の交付の決定を取消し、支給した金額の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(南相馬市交通遺児激励金支給条例の廃止)

2 南相馬市交通遺児激励金支給条例(平成18年南相馬市条例条例第107号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の南相馬市交通遺児激励金支給条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 前項の場合において、第4条に規定する支援金の額は、令和3年度支給分から適用する。

南相馬市規則第 号

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、南相馬市災害等遺児支援金支給条例（令和3年南相馬市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給付申請）

第2条 条例第5条の規定により、支援金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 南相馬市災害等遺児支援金支給申請書（様式第1号）
- (2) 戸籍謄本
- (3) 住民票の写し（世帯全員のもの）
- (4) 交通事故証明書
- (5) 国指定の災害により死亡の事実を明らかにすることができる書類

（給付決定）

第3条 市長は、条例第6条の規定により支援金の支給を決定したときは、南相馬市災害等遺児支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支給日）

第4条 支援金は、3月に支給するものとする。ただし、条例第3条第2項の規定による支給の場合は、この限りでない。

（受給資格の喪失）

第5条 支援金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号の一に該当したときは、南相馬市災害等遺児支援金受給資格喪失届（様式第3号）又は南相馬市災害等遺児支援金申請事項変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第2号の要件を欠くに至ったとき
- (2) 遺児が養子縁組により養父母を得たとき
- (3) 遺児が死亡したとき
- (4) 受給者である父または母が結婚したとき

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

南相馬市災害等遺児支援金支給申請書

年 月 日

南相馬市長

住 所 南相馬市
申請者
氏 名

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則第2条の規定に基づき、次のとおり申請します。

受給者	住 所	南相馬市		
	氏 名		生年月日	年 月 日
	職業又は勤務先			
遺児の 父母の 状況	失った 父母	父 母 の 別	父	母
		氏 名		
		生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	父母を失った原因 (該当する番号に ○を記入)	1 交通事故 2 国指定の災害	1 交通事故 2 国指定の災害	
	父 母 を 失 っ た 年 月 日 お よ び 場 所			
遺 児	氏 名	生 年 月 日	続 柄	添付書類 1 戸籍謄本 2 住民票の写し 3 交通事故証明書 4 その他
		・	・	
		・	・	
		・	・	
支 援 金 振 込 先	金融機関名	口座番号		口座名義人
		普通・当座		

様式第2号(第3条関係)

南相馬市災害等遺児支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

南相馬市長 印

年 月 日付けで申請のあった南相馬市災害等遺児支援金については、次のとおり(支給・不支給)することに決定したので通知します。

遺 児	条例第4条該当者数	人
遺 児 手 当 の 額	年額	円
遺児支援金の支給 開始年月	年 月	
遺 児 の 氏 名		

様式第3号(第5条関係)

南相馬市災害等遺児支援金受給資格喪失届

年 月 日

南相馬市長

住 所 南相馬市
届出者
氏 名

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則第5条の規定に基づき、受給資格を喪失したので届け出ます。

喪失事由	
事実発生年月日	年 月 日

様式第4号（第5条関係）

南相馬市災害等遺児支援金申請事項変更届

年 月 日

南相馬市長

住 所 南相馬市
届出者
氏 名

南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則第5条の規定に基づき、受給資格の変更について、次のとおり届け出ます。

受 給 者	住 所	変 更 前	南相馬市			
		変 更 後	南相馬市			
	氏 名	変 更 前				
		変 更 後				
遺 児	変 更 前		変 更 後			
	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄		
変 更 年 月 日		年 月 日				
変 更 理 由						
備 考						